事務連絡

令和4年6月22日

各施設・事業所管理者殿

北区福祉部障害福祉課

令和4年度以降就労系障害福祉サービスの在宅利用に関する北区での取扱い

就労系サービスにおける在宅でのサービス利用については、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、さらに促進するために、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いとしておりましたが、全国的に令和3年度以降は、常時の取扱いとすることが示されました。

つきまして、次のとおり令和4年4月以降の取扱いをお示しいたしますので　ご対応をお願いいたします。

記

1. 利用者の要件

在宅でのサービス利用を希望する対象者であって、在宅サービス利用による支援効果が認められると区が判断した方

1. 事前の手続き（令和4年8月1日以降の支給決定より）

新規・更新・支給決定期間中に在宅利用に変更になった場合、別紙「就労移行支援、就労継続支援（A・B型）における在宅利用に係る意見書（個別支援計画表添付）」を提出していただき、北区障害福祉サービス等支給判定会議にて審議し承認された場合に利用が可能とします。

尚、支給決定期間は1年以内といたします。

1. 令和4年7月31日現在支給決定中の利用者について

上記同様の取扱いとなります。「就労移行支援、就労継続支援（A・B型）における在宅利用に係る意見書（個別支援計画表添付）」を提出し利用の承認といたします。（8/31までに提出してください。）

1. その他

この取扱いは、通所と在宅利用併用の場合も適用いたします。

【問合せ先】

北区障害福祉課王子障害相談係　電話03-3908-1358

赤羽障害相談係　電話03-3903-4161